

倉吉市地域活動支援センター運営事業 補助対象事業者公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月 23 日

1. 趣旨

当市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。2. において「障害者総合支援法」という。）第 77 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、ひきこもり状態の人や障がいのある人等が、地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、日常生活又は社会生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うこと及び利用者の福祉の向上を図るために必要な業務を行う地域活動支援センターを運営する事業者に補助を行う。

この要領は、倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者を、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

2. 補助事業の概要

（1）事業名

倉吉市地域活動支援センター運営事業

（2）内容

別紙 1 「倉吉市地域活動支援センター運営事業実施基準」（以下「補助基準」という。）のとおり。

（3）補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、地域活動支援センターの運営にあたり、障害者総合支援法及び関係法令等に定められた事項を遵守しない場合等は、期間の満了を待たずして、認定を取り消す場合がある。

（4）補助対象数

1 事業者

（5）補助金等の額

補助金の額は、各年度予算の範囲内とする。

3. 応募要件

（1）参加資格条件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の条件を全て満たすものとする。

- ① 参加申込時において、法人格を有すること。

- ② 地域活動支援センターを実施する事業所を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 倉吉市の競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（「以下暴力団という。」）及び同 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

（2）参加資格の欠格

次のいずれかに該当するときは、失格するものとする。

- ① 参加資格条件を欠くもの。
- ② 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ③ 次に掲げる行為があった場合。
 - ・ 提出書類に虚偽又は不正がある。
 - ・ 審査結果に影響を与えるような不正な行為があったもの。

4. 実施スケジュール

	事 項	期 日
1	実施要領公表	令和 7 年 6 月 23 日（月）
2	参加申込受付	令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時
3	質問受付	令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時
4	最終質問回答	令和 7 年 7 月 4 日（金）
5	参加資格確認結果 及び事業計画書等 提出依頼	令和 7 年 7 月 4 日（金）
6	事業計画書受付	令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時
7	辞退届の提出	令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時
8	審査会	令和 7 年 7 月 下旬予定
9	結果公表	令和 7 年 7 月 下旬予定

5. 参加申込に関すること

(1) 提出書類

	書 類 名	指定様式	備 考
1	参加申込書兼誓約書	様式第 1 号	
2	法人の定款	—	代表者名で原本証明を行うこと。
3	登記事項証明書	—	発行後 3 か月以内のもの
4	法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の各納税証明書	—	直近 1 年分のもの (発行後 3 か月以内のもの)
5	納税義務がない旨の申立書	様式第 2 号	該当ある場合

※様式外の上記 2、3、4については、項目ごとに項目番号（例：項目 2）を上部右上に記載し、提出すること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時

(4) 提出先

倉吉市役所 健康福祉部 福祉課

〒682-8633 倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1（倉吉市役所 第二庁舎 1 階）

電話：0858-22-8118

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、書留郵便で送付し、電話で到着の確認をとること。（期限必着）

持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を含む。）を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（最終日は午後 5 時まで）とする。

6. 質問及び回答に関すること

実施要領について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問

① 提出書類

「質問書（様式第 3 号）」

② 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時

③ 提出先

倉吉市役所健康福祉部 福祉課

〒682-8633 倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1（倉吉市役所 第二庁舎 1 階）

電 話：0858-22-8118

メール：fukushi@city.kurayoshi.lg.jp

④ 提出方法

電子メールでの提出とする。（期限必着）

なお、件名は「倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者公募型プロポーザルに係る質問書（法人名）」とし、送信後は、電話連絡にて受信確認を行うこと。

（2）回答

① 電子メールにて回答する。

② 次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

- ・本プロポーザルのこと以外に関する質問
- ・質問書（様式第 3 号）以外による質問（電話、口頭等での質問）

7. 事業計画書等に関すること

（1）提出依頼

令和 7 年 7 月 4 日（金）に電子メールにより通知する。

（2）提出書類

	書 類 名	指定様式	備 考
1	倉吉市地域活動支援センター 事業計画書	様式第 4 号	
2	収支予算計画書	様式第 5 号	

（3）提出部数

正本 1 部、副本 6 部

（4）提出期限

令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時

（5）提出先

倉吉市役所 健康福祉部 福祉課

〒682-8633 倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1（倉吉市役所 第二庁舎 1 階）

電話：0858-22-8118

（6）提出方法

持参とする。(期限必着)

受付は、閉庁日を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(最終日は午後 5 時まで)とする。

なお、書類等の確認を行うので、事前に電話で提出日時の予約を入れた上で、本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の従業員その他の関係者が直接提出すること。なお、代理人が提出する場合は、名刺等、参加者との関係が分かる書類を提示すること。

(7) 留意事項

- ① 提出書類の返却はしない。
- ② 書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- ③ 事業計画書等は、必要な範囲内において複製することがある。
- ④ 提出された書類の変更は、原則として認めない。
- ⑤ 応募状況等の問合せは、一切受け付けない。
- ⑥ 提出された書類につき、倉吉市情報公開条例(平成 13 年倉吉市条例第 24 号)の規定による開示請求があった場合は、同条例第 10 条の不開示情報に当たる部分を除いて、これを開示する。

8. 辞退に関すること

参加申込に関する書類を提出後、参加を辞退する場合は、「辞退届(様式第 6 号)」を次のように提出すること。なお、すでに受理した書類は返却しない。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 23 日(水) 午後 5 時

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、書留郵便で送付し、電話で到着の確認をとること。(期限必着)

持参する場合は、閉庁日を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(最終日は午後 5 時まで)とする。

9. 審査方法等

(1) 評価及び選定

本市において、「倉吉市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、事業計画書及び(2)のプレゼンテーションの内容をもとに審査会の構成員(以下「審査員」という。)による評価及び選定を行う。

参加者ごとに審査基準及び配点に基づき評価し、上位 1 者を補助対象事業者として選定する。

評価の結果、同点の参加者が複数あった場合は、当該同点の複数の参加者について審査員による投票を行い、それらの順位を決定する。また、1の参加者の評価につき、審査員の採点平均が55点未満の場合又は同じ審査項目に0点を付けた審査員が2名以上あった場合は、当該参加者を選定しない。なお、参加者が1者の場合も評価を実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

事前に提出された事業計画書をもとに、参加者がプレゼンテーションを行い、その内容を審査する。

① 実施日時

令和7年7月下旬を予定

(正式な日程、会場等については、別途連絡する。)

② 実施場所

別途連絡する。

③ 所要時間等

30分(説明20分程度、質疑応答10分程度)

説明者は本事業運営時の管理者予定者又は業務担当者を含め3名以内とすること。パソコン、パソコン等を接続できるプロジェクター、投影用スクリーンは本市において準備する。

④ 留意事項

事前に提出した事業計画書等を用いて説明すること。すでに提出しているものを補足する内容の資料は、別途用いてもよい。ただし、追加案件は不可とする。

(3) 審査項目及び配点

別紙2「審査項目及び配点一覧」のとおり

(4) 結果通知

選考結果は決定後速やかにすべての参加者に通知するとともに、倉吉市ホームページにて公表する。(令和7年7月下旬を予定)